

# 携行品等一覧表

(表-4)

教育課程		個人携行品
消防職員		活動服・ヘルメット・防火衣一式・革手袋・編上靴・カッパ・小綱・カラビナ・白Yシャツ(数枚)・印鑑・各種辞典・計算機・髭剃り・裁縫具・爪切り・靴墨・靴用ブラシ・ウエス・服用ブラシ・ちり紙・ハンカチ・石鹼類・常備薬(風邪薬・傷テープ・湿布等)・所属の火災予防条例(写可)
		消防関係法規集・活動服・ヘルメット・編上靴・防火衣一式・革手袋・カギ付ロープ
		消防関係法規集・活動服・革手袋・デジタルカメラ
		消防関係法規集・活動服・革手袋・デジタルカメラ・ゴーグル
		消防関係法規集・活動服・革手袋・ヘルメット・編上靴・ゴーグル・防寒衣
		消防関係法規集・活動服・革手袋・ヘルメット・編上靴・防火衣一式・ゴーグル
		消防関係法規集・救助服・ヘルメット・編上靴・防火衣一式・革手袋・小綱・カラビナ・安全帯・カギ付ロープ・ゴーグル
		活動服・スイムパンツ・ゴーグル・サンダル等水泳用具類・個人装備用潜水器具一式(ボンベは2本)・その他必需品
		消防関係法規集・活動服・ヘルメット・編上靴・防火衣一式・革手袋・カギ付ロープ
		消防関係法規集
		消防関係法規集
		活動服・ヘルメット・防火衣一式・革手袋
		別途指示
		消防関係法規集・活動服・ヘルメット・編上靴・防火衣一式・革手袋
		別途指示
		救急服・聴診器・ペンライト・屋内用運動靴
		救急服・聴診器・ペンライト・屋内用運動靴
		別途指示
		別途指示
		別途指示
消防団員各科 自衛消防隊 共通		制服・制帽・黒短靴・白手袋・黒又は紺色の靴下・消防手帳・保険証・筆記用具・ノート類・アポロキヤップ・トレーニングウェア・運動靴・上履(スリッパ等)・カッパ・洗面用具類・着替え・その他身の回り品 ※ 通学時は、スーツ・シャツ着用等、公務員として相応しい服装とする。
		軍手(革手袋)・ヘルメット ※ 団長科は不要
		軍手(革手袋)・ヘルメット ※ 特定は空気呼吸器一式(ボンベは2本)
		活動服(作業服)・アポロキヤップ・トレーニングウェア・運動靴・上履(スリッパ等)・洗面用具・保険証・筆記用具・その他身の回り品
その他教育については、その都度、指示する。		

注1) 個人の所持品には、名前を記入すること。

注2) 盛夏服・盛夏帽の着用は、原則として6月1日から9月30日とする(初任科にあっては、5月初旬までに盛夏服等を準備すること)。

注3) 初任科に引き続き救急科救急課程に入校する場合は、初任科時の携行品をそのまま使用する。

なお、現任職員が救急科救急課程に入校する場合は、活動服及び消防関係法規集と上表「消防職員共通」欄に記載の物を携行すること。

注4) 初任科のトレーニングウェア・運動靴・校内靴・防火長靴は、消防学校で共同購入し、入校時に配布する。

注5) 消防職員、消防団員及び自衛消防隊教育等での実科訓練は、実燃焼体の消火活動などの訓練を行うので、活動服の予備や下着類の着替えを余分に持参することが望ましい。

注6) 消防職員初任科教育は4月から実科訓練を行うので、各個人の防火衣、防火ヘルメットを持参すること。

注7) 上表によりがたい場合は、別途指示をする。